

「野津原地区の『騒音に係る環境基準の指定』と『騒音及び振動の規制地域の見直し』(案)」の
市民意見公募において寄せられた意見等の概要とそれに対する本市の考え方

意見提出期間 : 令和4年8月12日(金)~令和4年9月12日(月)

意見の提出者 : 1人

意見件数 : 1件

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	<p>私たちが長い間待ち望んでいた「騒音、振動基準」が野津原地区も指定されると知り安堵しました。</p> <p>県道412号線沿いには、二輪車や四輪車の競技・練習場が複数あり、日中、特に土日等に騒音が発生しています。</p> <p>今回の見直し案の目的に「野津原地区に居住する市民の生活環境を保全する。」ことが明文化される意義はとても大きいと思います。</p> <p>人として、共存共栄していかななくてはいけないことも承知しておりますが、人には平穏に暮らしたい、暮らす権利もあります。</p> <p>そのための第一歩が、今回の指定、見直しだと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>今回の見直し案では、野津原地区の全域について、新たに環境基準を定め、騒音規制法と振動規制法の規制地域の指定を行うことで、野津原地区に居住する市民の皆様の生活環境を保全することを目的としています。</p> <p>これにより工場や工事等を原因とする騒音や振動を規制することができるようになり、騒音や振動苦情の発生の未然防止や解決に繋がることを期待されます。</p> <p>ご意見の事例につきましても、行政として可能な対応を行い、市民の皆様の生活環境を保全するよう努めてまいります。</p>